

第1章 行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取組み

本町ではこれまで、平成8年4月に「三木町行政改革大綱」、続いて12年2月に「三木町行政改革大綱（改訂版）」、さらに17年1月に「三木町新行財政改革大綱」を策定して、組織機構の再編、庁内LANの構築を図るとともに、事務事業の執行に当たっては、絶えず見直しを行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めるなど、積極的に行財政改革に取り組んできたところである。

2 分権型社会システムへの転換

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方自治体は住民の負担と選択に基づき、地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が必要である。

また、これからの地方自治体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

このような状況の中で、地方自治体においては新しい視点に立って不断に行財政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であり、また、行財政改革の推進に当たっては、危機意識と改革意欲を全職員が共有して、取り組んでいくことが求められている。

3 集中改革プランの概要

(1) 目的

集中改革プランは、「三木町新行財政改革大綱」に掲げた改革の5本の柱に基づき、行財政改革を計画的に実施するための具体的な方策を示したものである。

(2) 計画期間

集中改革プランの計画期間は、平成17年度から21年度までの5年間とする。

(3) 推進体制

有識者からなる行財政改革推進会議と連携を図りながら、町長を本部長とする行財政改革推進本部において進行管理を行い、集中改革プランをより実効性のあるものにする。

(4) 進捗状況の公表

集中改革プランに基づく行財政改革の進捗状況は、広報みきやホームページ等を通じて公表する。